

建設現場に入る際に、**労災保険特別加入の有無や
保険番号を確認**する元請さんが増えています！

ご存じですか？

従業員を
お使いの

中小事業主様も

国の労災保険に

特別加入できる制度があります！！

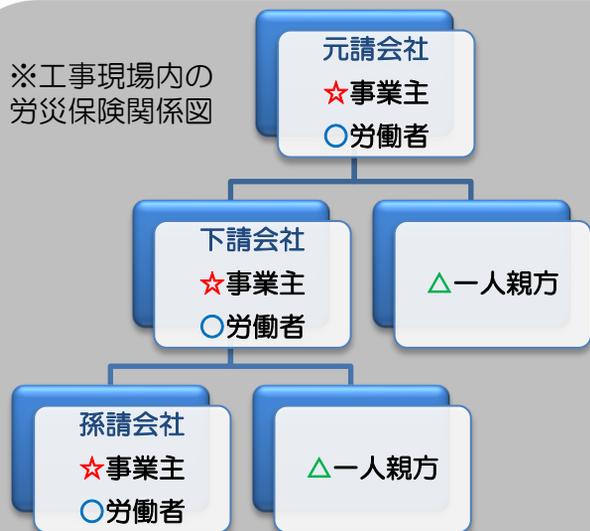
お問合せ先
(一社) 労務管理
サポートセンター
048-711-5600

埼玉県マスコット
コバトン



事業主、会社役員、家族従事者等は**労働者ではないため**、本来は労災保険では保護されません。しかし、中小事業については、当事務所のような労働保険事務組合に労災保険の手続きを事務委託する事で、**労災保険への特別加入が可能**となり、労働者に準じて労災給付を受ける事ができます。

※工事現場内の
労災保険関係図



【△一人親方】に当てはまる方
特別加入するには、以下の条件が必要となります。
①一人親方労災を取扱う団体、組合にて申込む事
※当事務所は一人親方労災保険の団体を併設

【○労働者】に当てはまる方
元請会社が加入する労災保険で補償されます。

【★事業主】に当てはまる方
特別加入するには、以下の条件が必要となります。
①自らが元請となって行う工事現場について、
労災保険に加入している事
②労働保険事務組合に事務委託をしている事

中小事業主や一人親方の労災保険特別加入、現場労災、雇用保険のお手続き、ご相談は私達
埼玉労務管理協議会にお任せください。会合、集会、集金係や役員当番制はございません。

親会社や元請会社から労災保険の**特別加入の指導を受けた**、または他組合等に委託加入済だが組合費が
高い、組合の活動や当番が面倒など、まずは**委託するしないにかかわらず**、お気軽にご相談ください。

国の労災や特別加入制度の詳細、保険料等の費用概算等、些細な事でもお問合せ下さい。
なお、社会保険労務士事務所併設のため、**厚生年金や健康保険**のご案内も可能です。

労働保険事務組合 (一社) 労務管理サポートセンター (労災保険・雇用保険)
一人親方労災保険団体・社会保険労務士事務所・税務会計事務所 併設
〒336-0967 埼玉県さいたま市緑区美園6-8-10
TEL 048-711-5600 FAX 048-812-0004
E-mail: info@rousaiweb.com

裏面も
チェック→

- 元請会社とは・・・工事の発注者から直接工事の仕事を請負う事業
- 下請会社とは・・・元請会社から工事の部分的施工を請負う事業
- 一人親方とは・・・労働者を雇用せず、一人で仕事を請負う事業主や職人等

建設現場での労災保険の仕組み

建設現場の労災保険においては、個々の下請会社を独立した事業として取り扱いません。各下請会社を元請会社と一体とみなし、建設現場を一つの事業体として取り扱います。

この事業体自体（建設現場）の労災保険加入手続きは元請会社が行う事になっており、保険料の納付や手続きの義務は原則として、元請会社が負う仕組みになっております。

従いまして、現場作業にかかわる労働災害が起きた場合、元請会社、下請会社に雇用されている従業員は、元請会社が加入している労災保険で補償、給付を受ける仕組みになっています。

当事務所について

私達、(一社)労務管理サポートセンターは労働保険事務組合の認可を厚生労働大臣から受け、埼玉、東京を中心に労働保険（労災保険・雇用保険）のご案内や、事業主様からの委託をお受けし事務手続き等を行っております。

なお、社会保険労務士事務所や一人親方労災の組合（一人親方は建設業と独立ドライバー）、そして税務会計事務所等も併設しておりますので、健康保険、厚生年金や一人親方労災への加入や各お手続き、各種税務相談や会社設立のご相談等も承っております。

労働保険の各手続や申告、納付等の事務を、事業主様に代わって処理しますので、手間や人件費の削減が見込まれます。また、事業主や役員、家族従事者も労災に特別加入できるなど、国が定める労働保険事務組合制度だけの利点もございます。

労働保険料等の費用は原則銀行引落しですので大変便利です。集会や係、役員等の当番制はありません。

社会保険・労働保険へのご加入はお済みですか？

条件を満たす事業所は、**社会保険（健康保険・厚生年金）**や**労働保険（労災保険・雇用保険）**への加入が法律で義務づけられています！

社会保険（健康保険・厚生年金）

- ◆全ての法人事業所
- ◆常時5名以上の従業員が働いている個人事業所

※個人事業所については、サービス業の一部（飲食店やクリーニング業）や農業、漁業等は、その限りではありません。また、加入義務の無い事業所も所定の条件を満たせば健康保険と厚生年金に加入する事が可能です。

被保険者となる方

- （国籍や性別、賃金の額などは関係ありません）
- ・常時働く方（法人であれば代表者や役員も）
 - ・パート・アルバイトの方は一般社員の概ね4分の3以上の労働日数と労働時間である事が被保険者となる目安

労働保険（労災保険・雇用保険）

- ◆法人個人問わず労働者（アルバイト、パートも含む）を一人でも雇っている事業所
- ※農林水産業の一部を除く

被保険者となる方

（国籍や性別、賃金の額などは関係ありません）

労災保険

- ・原則として正社員、パート、アルバイト、日雇等、名称や雇用形態に関係なく労働の対価として賃金を受ける全ての労働者

雇用保険

- ・原則として下記に該当しない労働者全員
 風間学生、一週間の所定労働時間が20時間未満の方、31日以上雇用が見込まれない方等